平成２９年（フ）第１４号
香川県丸亀市城東町２丁目６番39号　メゾン城東205号
債務者　谷　　守
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１７号
大分市三川下２丁目３番12号
債務者　大橋恵利加
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４４号
千葉市中央区新宿２丁目14番16―401号
債務者　林　ひとみ
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４５号
千葉市中央区新宿２丁目14番16―401号
債務者　林　　敦子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８９号
千葉県市川市欠真間１丁目10番12―208号（グリーンターフ南行徳）
債務者　小林　浩樹
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８号
千葉県市川市大野町３丁目1682番地１　（パルコート101号）
債務者　渡邊　征人
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
千葉市花見川区柏井４丁目25番10号
債務者　西山　郁代
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
千葉市稲毛区山王町176番地３　シャンテ山王409号
債務者　堀田勢津子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
千葉県市原市泉台２丁目16番地１
債務者　牧野　真一
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
山梨県甲斐市西八幡1541番地３、前住所山梨県中央市下河東3039番地８
債務者　小林富二子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地の130
債務者　濱野　雄太
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２１号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番17―203号　メゾン中村東今宿
債務者　前田　健士
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２２号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番17―203号　メゾン中村東今宿
債務者　前田　絢子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５号
沖縄県名護市字安和150番地１　安和第二市営住宅Ｃ棟101号
債務者　岸本　結菜
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１号
沖縄県国頭郡恩納村字山田1239番地
債務者　岩﨑　米子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第５号
沖縄県国頭郡伊江村字東江前543番地
債務者　山城　達也
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第８２６号
宮城県名取市増田５丁目３番３－２号　サンコテージＢ102号、住民票上の住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字舘16番地１
債務者　松浦　里穂
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係